

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）が、公社造林地を含む一定の区域で、森林経営計画（以下「経営計画」という。）の共同作成とその計画に基づく森林施業（以下「計画施業」という。）を行う林業事業体等について、プロポーザル方式で募集するために必要となる事項を定めるものとする。

(実施協議)

第2条 公社は、経営計画の作成と計画施業の実施を共同で行う者をプロポーザル方式で募集しようとする場合、事前に、経営計画の作成と計画施業に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の募集要件等について公益社団法人岐阜県森林公社契約審査会（以下「審査会」という。）に付議するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条の規定による審査会への付議に先立ち、岐阜県森林公社プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事項を定めるものとする。

- (1) 作成範囲、内容及び作成期限
- (2) 提案者に要求される資格
- (3) 提案採用の評価基準及び方法
- (4) 事業説明書の交付の期間、場所及び方法
- (5) 参加説明会を開催するときはその内容
- (6) 提案書の提出期限、提出先及び方法
- (7) 募集から提案採否決定までのスケジュール
- (8) その他委員会が必要とする事項

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、森林整備課長をもって充てる。

4 委員は、森林整備課長、森林管理課長、高山出張所長、森林企画課長、経営計画担当者をもって充て、必要に応じて学識経験者等外部有識者、公社事務局長、公社事務局次長を委員に加えることができる。

(参加資格要件等)

第4条 プロポーザルに参加できる者は、経営計画の作成と計画施業が確実に実施できる法人等であり、以下の(1)から(8)までのすべての要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 当該事業対象地の在する森林計画区を単位で作成された森林整備合理化計画で施業受託者に指定されているものであること。

（プロポーザルの公表）

第 5 条 公社は、プロポーザルの手続きを開始するときは、書面（別記様式第 1 号）により本社及び高山出張所に掲示するほか、公社ホームページで公表するものとする。

（事業説明書の作成・交付）

第 6 条 公社は、事業説明書（別記様式第 2 号）を作成し、プロポーザルの参加者に交付するものとする。

2 事業説明書には、第 3 条第 1 項に掲げる事項（第 5 号を除く。）及び次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 公社造林地の事業概要
- (2) 提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
- (3) 事業説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

3 提案書の作成の注意事項として、次に掲げる事項を事業説明書に記載するものとする。

- (1) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とすること。
- (2) 提出された提案書は返却しないこと。
- (3) 提出された提案書は、提出者に無断で提案の採否決定以外の目的に使用しないこと。
- (4) 複数の提案書を提出することは出来ないこと。
- (5) 提出期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。

(6) 提出期限後に提出された提案書は、無効となること。

(7) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とすること。

4 事業説明書の交付期間は、参加申込書提出日の前日までとする。

(参加申込書の提出)

第7条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（別記様式第3号）を公社の指定する日までに提出しなければならない。

2 参加申込に当たっては、事業説明書に記載された事業の概要の一部についての提案であっても参加を認めるものとする。

3 第4条の要件を満たさない者の参加申込書は受理しないものとする。

(参加申込書の審査)

第8条 公社は、提出された参加申込書に記載された内容を審査し、プロポーザルへの参加を適当と認めるときは、提案者として選定された旨を通知書（別記様式第4号）により提出者へ通知するものとする。

2 前項の審査の結果、プロポーザルへ参加することが適当でないと認めるときは、提案者として選定されなかった旨を通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(提案書の提出)

第9条 前条第1項の通知を受けた者は、公社が指定する期日までに提案書（別記様式第6号）を2部提出するものとする。

2 公社が指定する期日までに提出しない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(提案書の審査及び採否の決定)

第10条 公社は、提出された提案書について、委員会を開催し、あらかじめ委員会が定める評価基準に基づき評価した上で、評価結果を審査会へ報告し、審査会において採否を決定するものとする。

2 審査会は、委員会での評価結果を基に提案書を審査し、審査結果を公社へ報告するものとする。

3 審査会は、審査にあたり特に必要があると認めるときは、提案者に対してプレゼンテーション等による説明を求めることができる。

4 公社は、採用を決定した提案書の提案者に対して、提案の採用を決定する旨を通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

5 提案書に虚偽の記載が認められた場合は、その旨を審査会に報告し、当該提案を無効とする。

(非選定の通知)

第11条 公社は、提案書を提出した者のうち、採用しないこととした提案の提出者に対し、採用しない旨及び採用しない理由（以下「非選定理由」という。）を通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面で非選定理由の詳細について説明を求めることができる。

3 公社は、非選定理由の詳細について説明を求められたときは、書面を受理した日から10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。

（選定結果の公表）

第12条 公社は、提案書の審査結果及び採用することに決定した提案について次に掲げる事項を公社のホームページで公表するものとする。

- （1）対象の公社造林地
- （2）採用を決定した日
- （3）提案者の住所及び氏名
- （4）その他必要な事項

（経営計画の作成と計画施業の実施）

第13条 公社は、採用を決定した提案書に基づき提案者と共同で経営計画を作成して、該当市町村長の認定を受けるものとする。

2 認定を受けた経営計画に基づく公社造林地における事業については、公社が、共同で経営計画を作成した者（提案者）と契約を締結して実施するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、森林公社共同施業プロポーザルの実施に関する必要な事項は、審査会で審議し理事長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月6日から施行する。